

議案第217号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

大津市長 越 直 美

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北0629号線	起点 大津市山百合の丘 終点 大津市山百合の丘	
市道北0630号線	起点 大津市山百合の丘 終点 大津市山百合の丘	
市道北1822号線	起点 大津市緑町 終点 大津市緑町	
市道北2170号線	起点 大津市今堅田一丁目字西野々 終点 大津市今堅田一丁目字西野々	
市道北3026号線	起点 大津市仰木七丁目 終点 大津市衣川三丁目	
市道中0533号線	起点 大津市坂本三丁目字滋原 終点 大津市坂本三丁目字滋原	
市道中0534号線	起点 大津市坂本三丁目字滋原 終点 大津市坂本三丁目字滋原	

市道中1054号線	起点 大津市唐崎一丁目 終点 大津市唐崎一丁目	
市道中1177号線	起点 大津市あかね町 終点 大津市あかね町	
市道中1265号線	起点 大津市穴太二丁目字南菊ノ尾 終点 大津市穴太二丁目字南菊ノ尾	
市道中1266号線	起点 大津市穴太二丁目字南菊ノ尾 終点 大津市穴太二丁目字南菊ノ尾	
市道中1267号線	起点 大津市滋賀里四丁目字葛ノ尾 終点 大津市滋賀里四丁目字葛ノ尾	
市道中1548号線	起点 大津市南志賀三丁目字石田 終点 大津市南志賀三丁目字石田	
市道東2020号線	起点 大津市瀬田一丁目字宮城 終点 大津市瀬田一丁目字北浦	
市道東2598号線	起点 大津市野郷原二丁目字野畑 終点 大津市野郷原二丁目字野畑	
市道東2599号線	起点 大津市野郷原二丁目字池尻 終点 大津市野郷原二丁目字社人堂	
市道東4970号線	起点 大津市大江一丁目字江崎 終点 大津市大江一丁目字江崎	

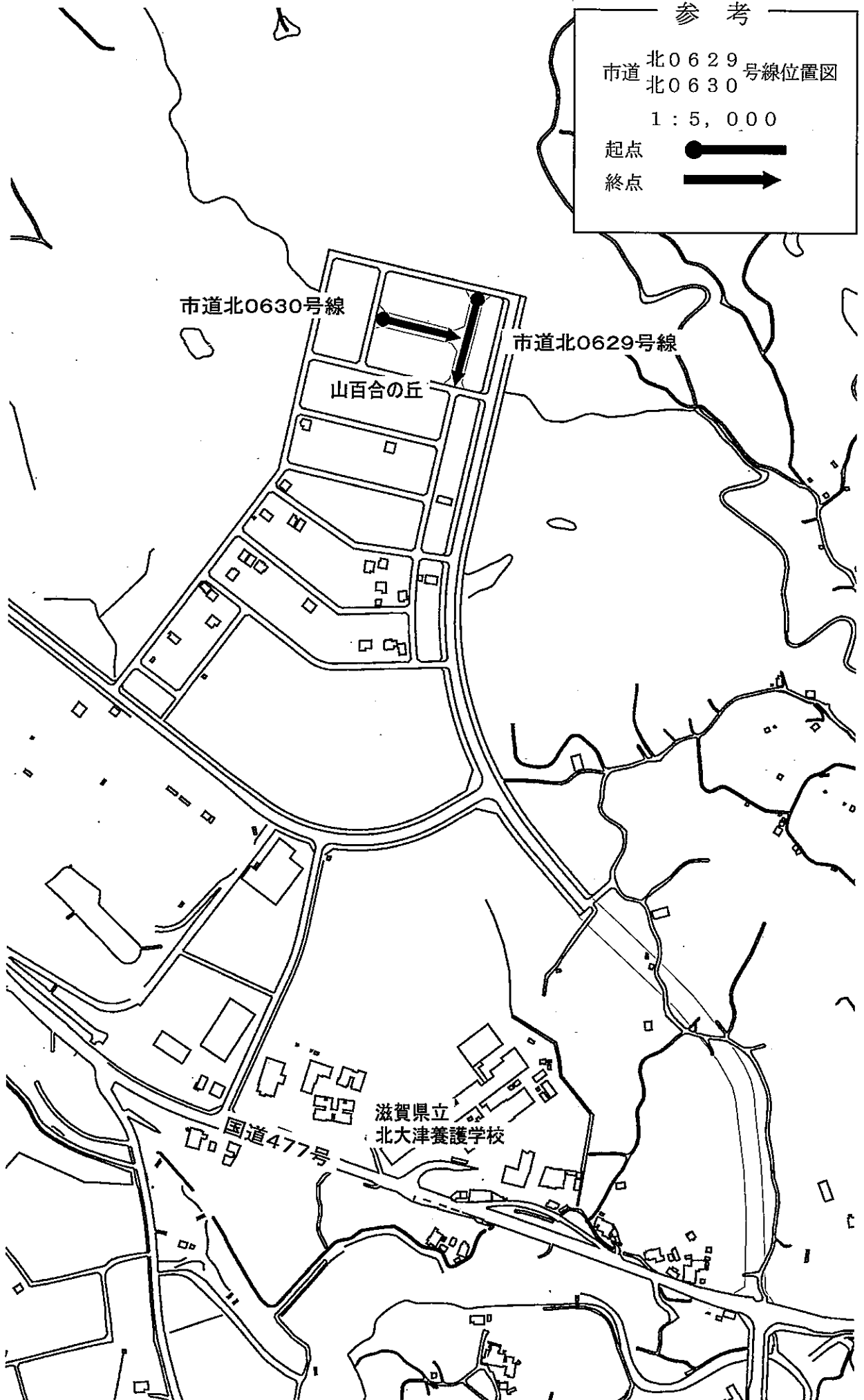
参 考

市道 北0629号線位置図  
北0630

1 : 5, 000

起点 

終点 

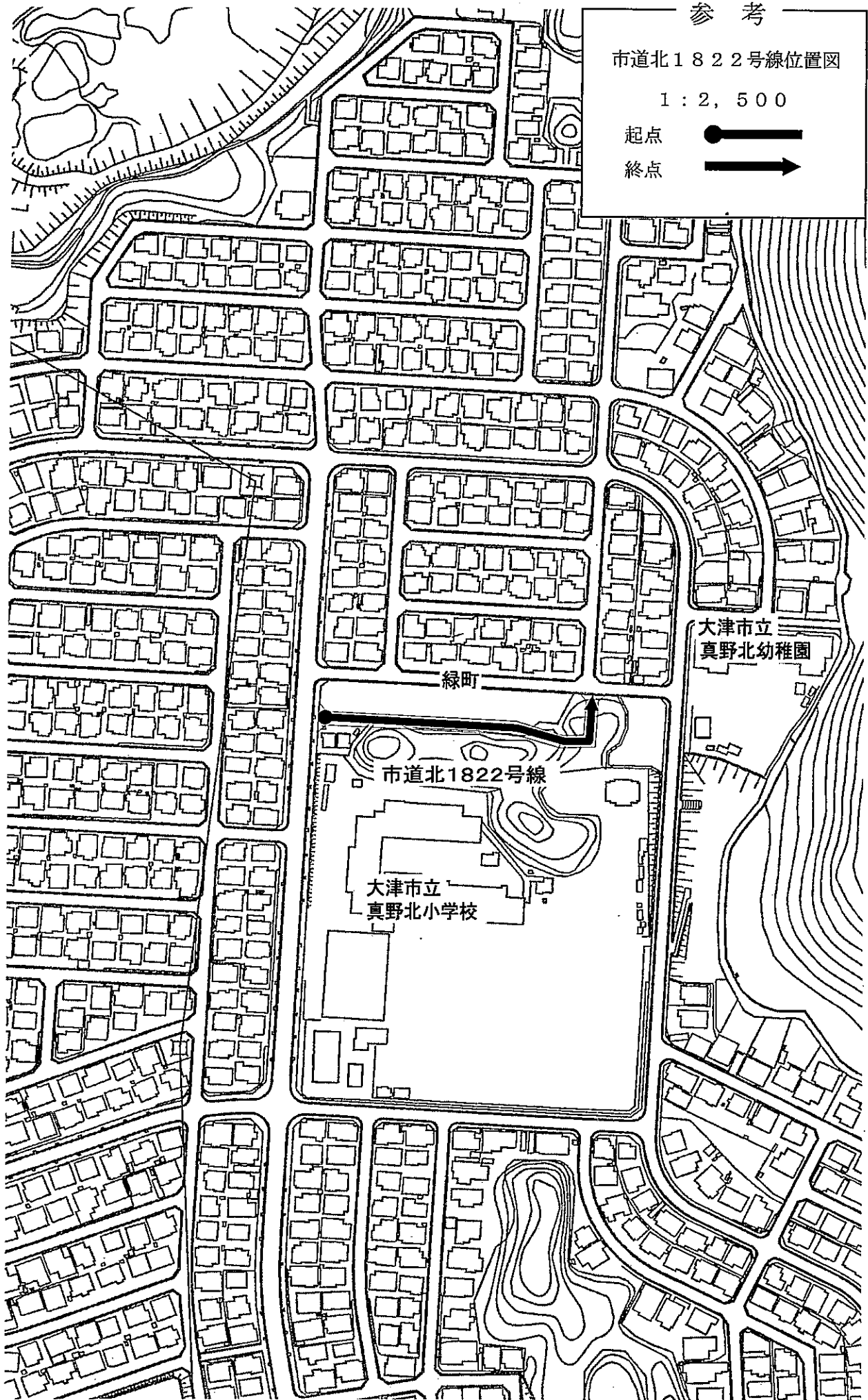


参 考

市道北1822号線位置図

1 : 2, 500

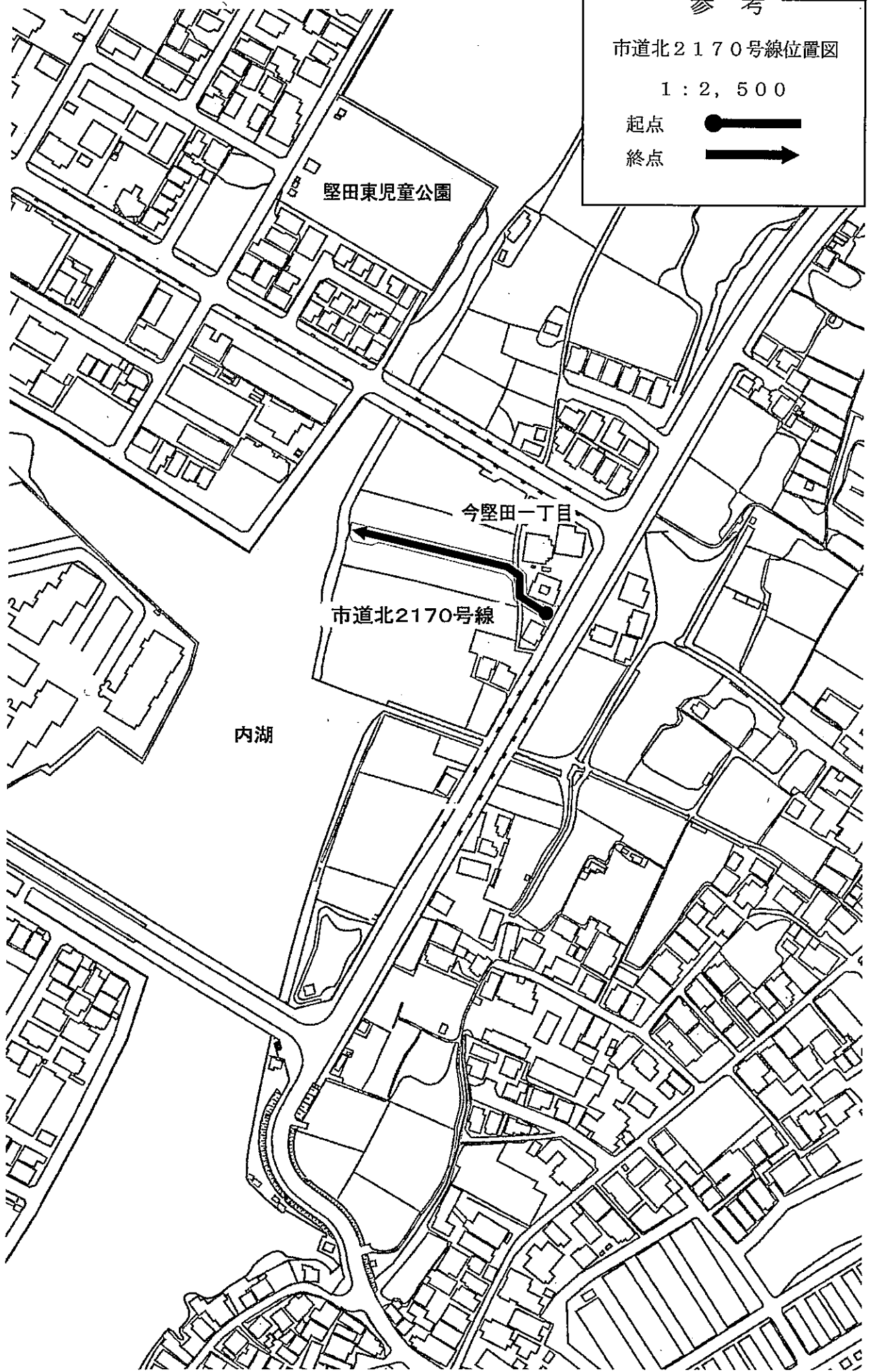
起点   
終点 



参考

市道北2170号線位置図

1:2,500

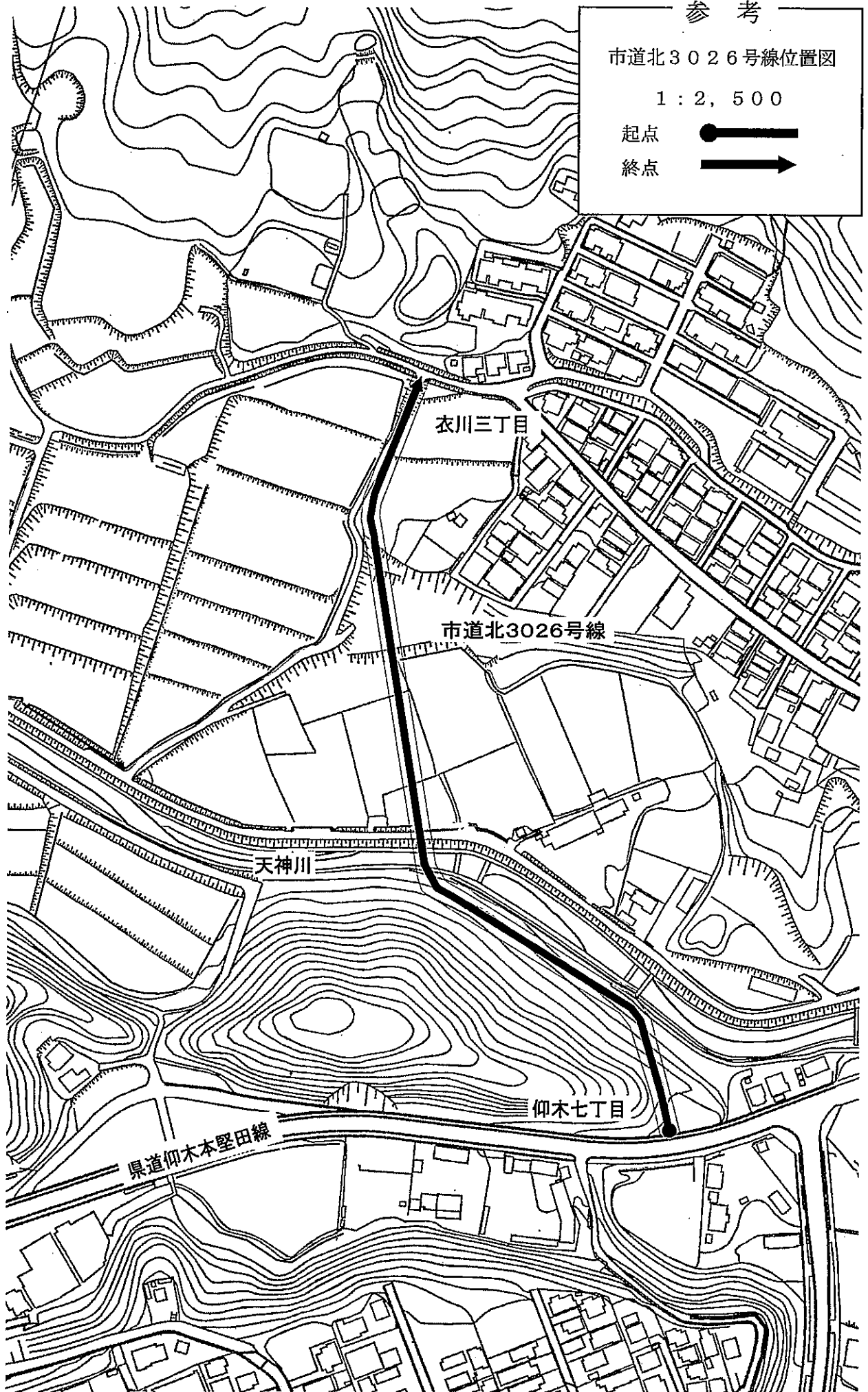


参考

市道北3026号線位置図

1 : 2, 500

起点 ●  
終点 →



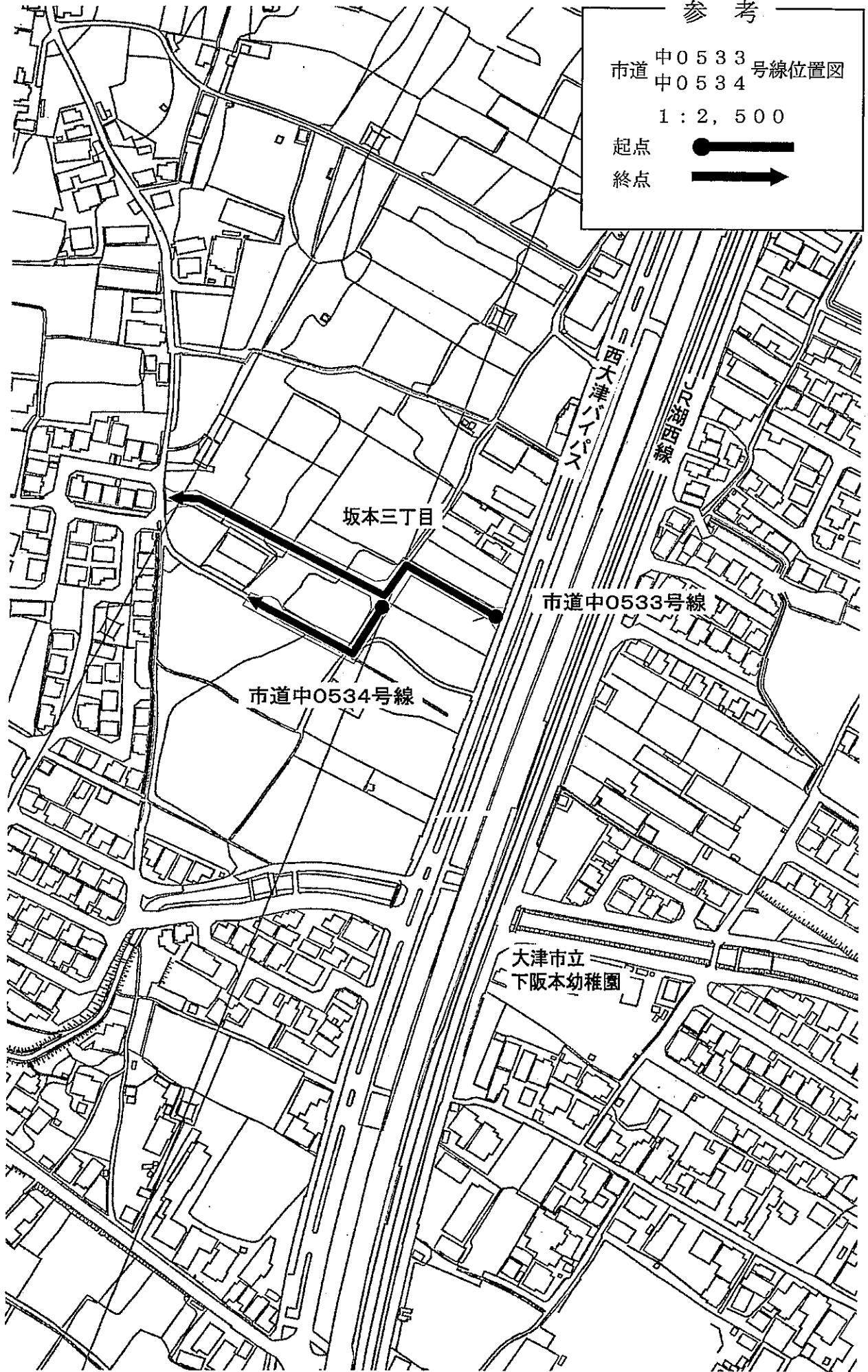
参考

市道中0533号線位置図  
市道中0534

1 : 2, 500

起点 

終点 



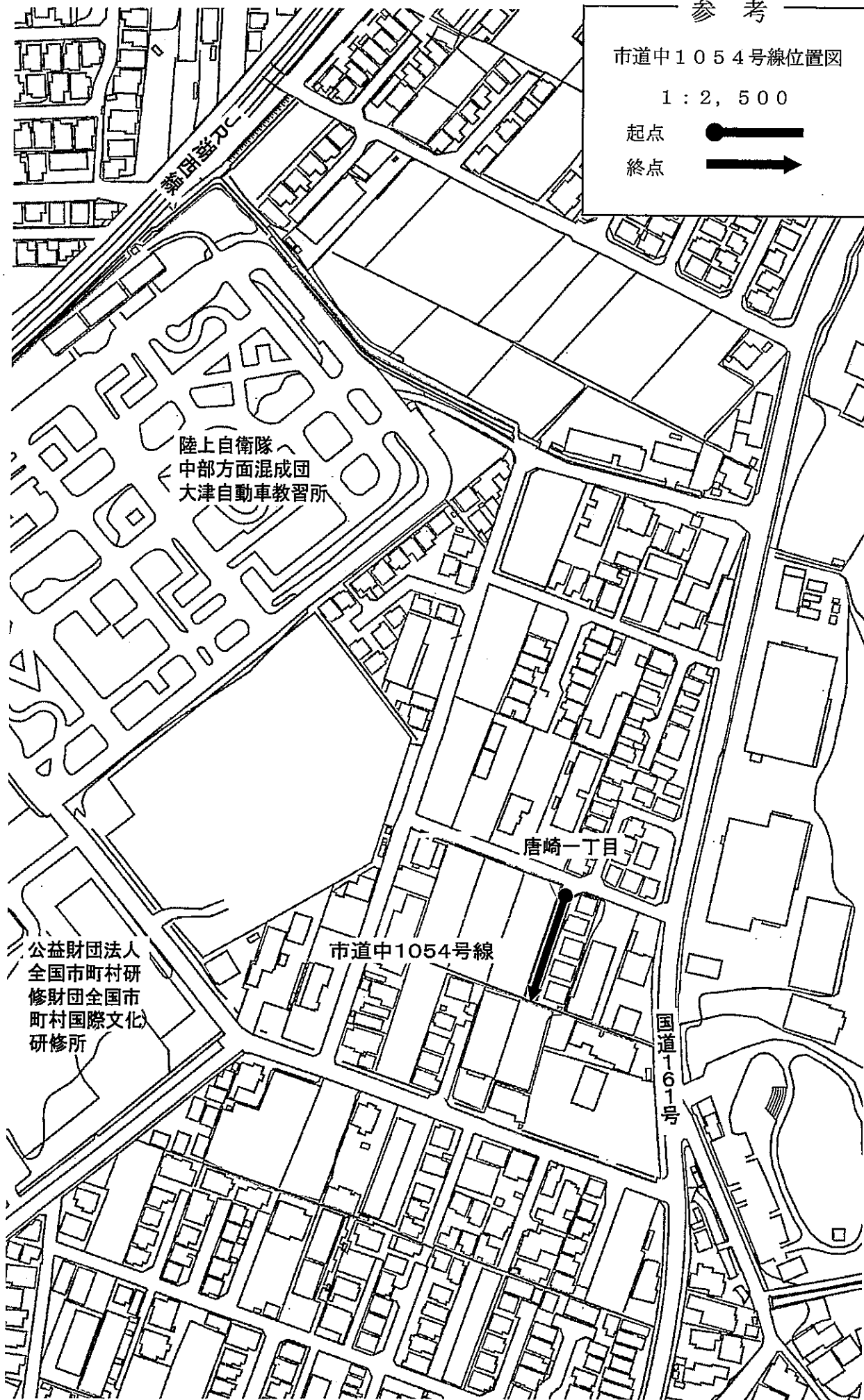
参 考

市道中1054号線位置図

1 : 2, 500

起点 

終点 





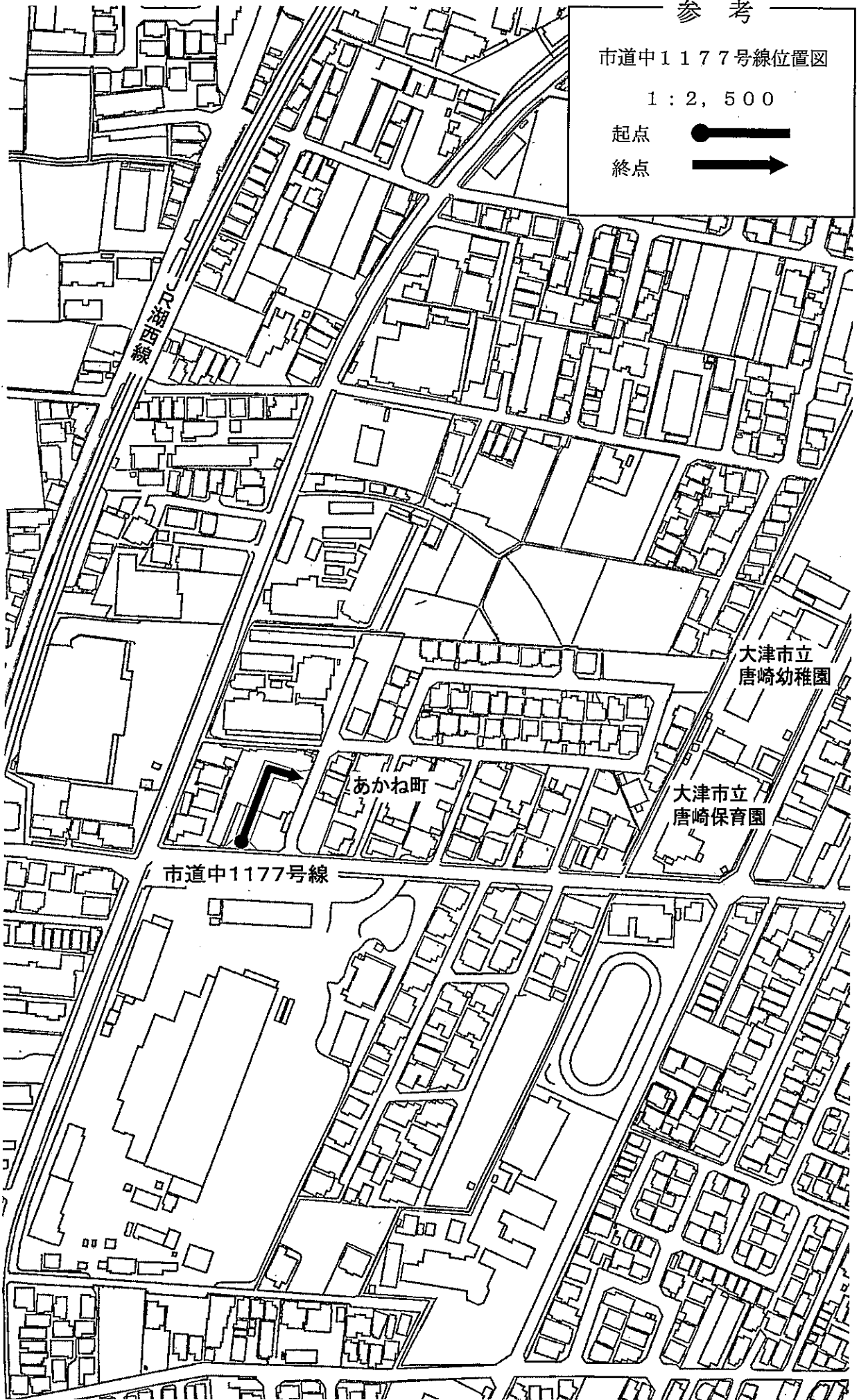
参考

市道中1177号線位置図

1 : 2, 500

起点 

終点 



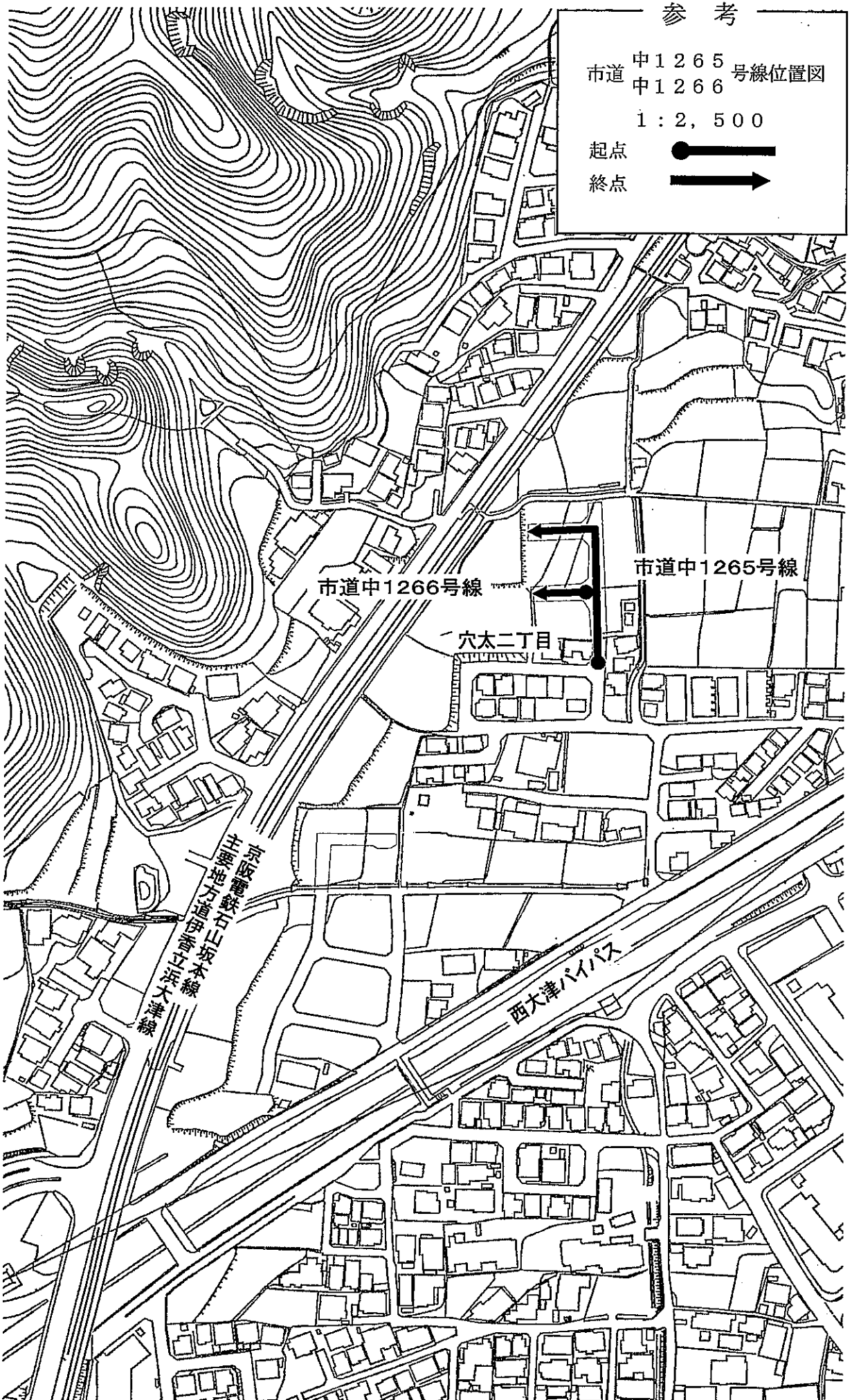
参考

市道 中1265号線位置図  
中1266

1:2,500

起点 

終点 

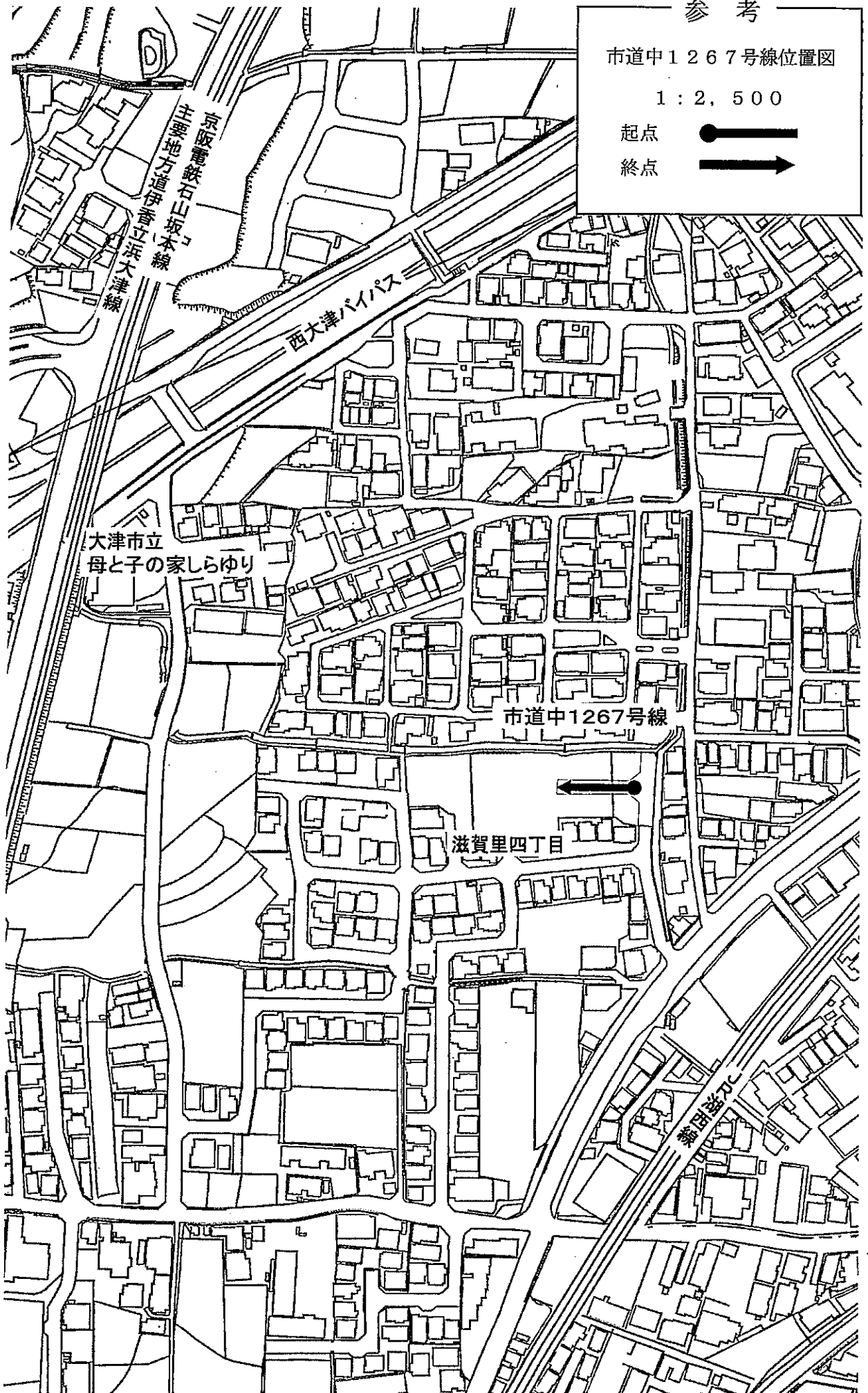


参考

市道中1267号線位置図

1 : 2,500

起点   
終点 

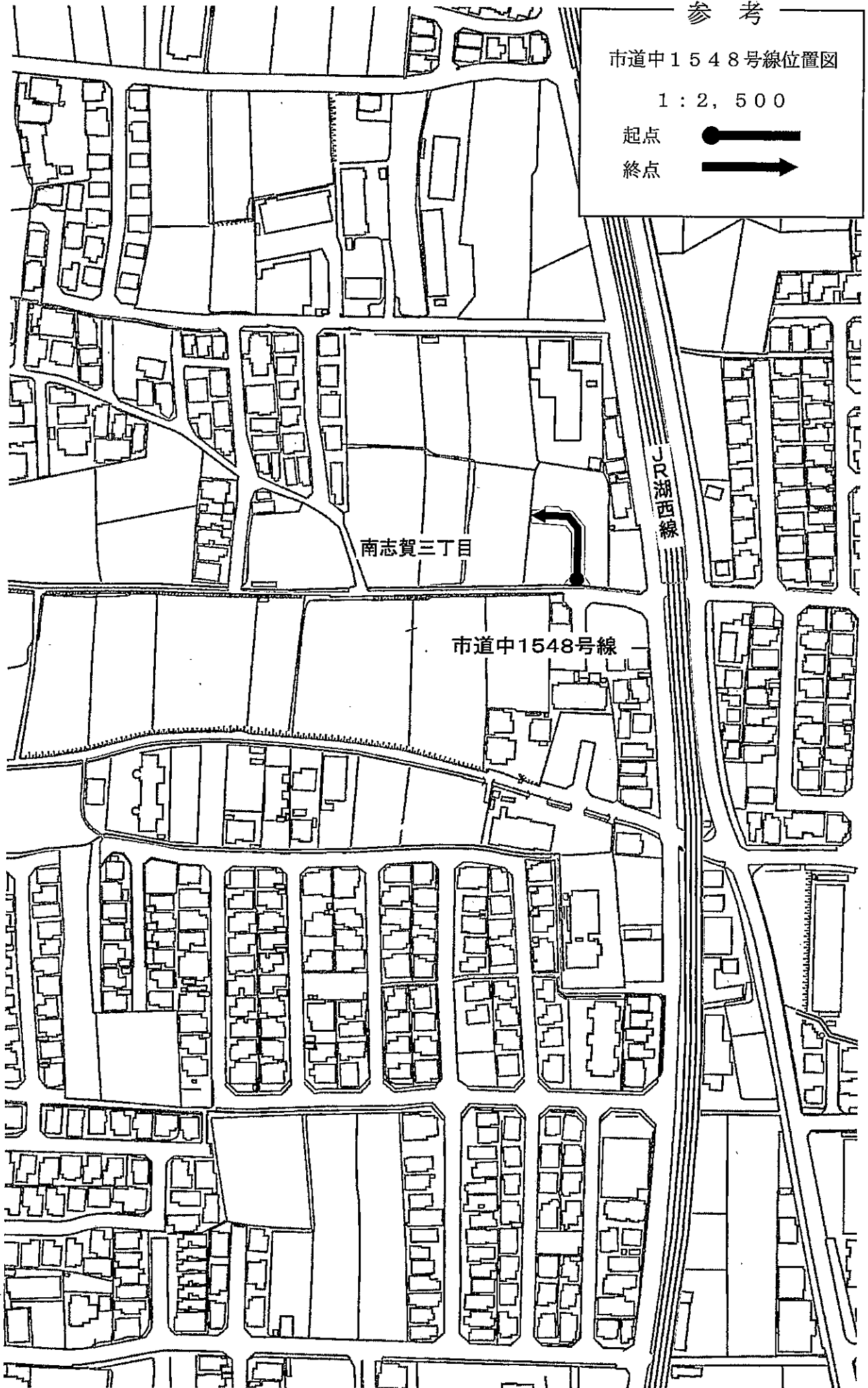


参考

市道中1548号線位置図

1 : 2, 500

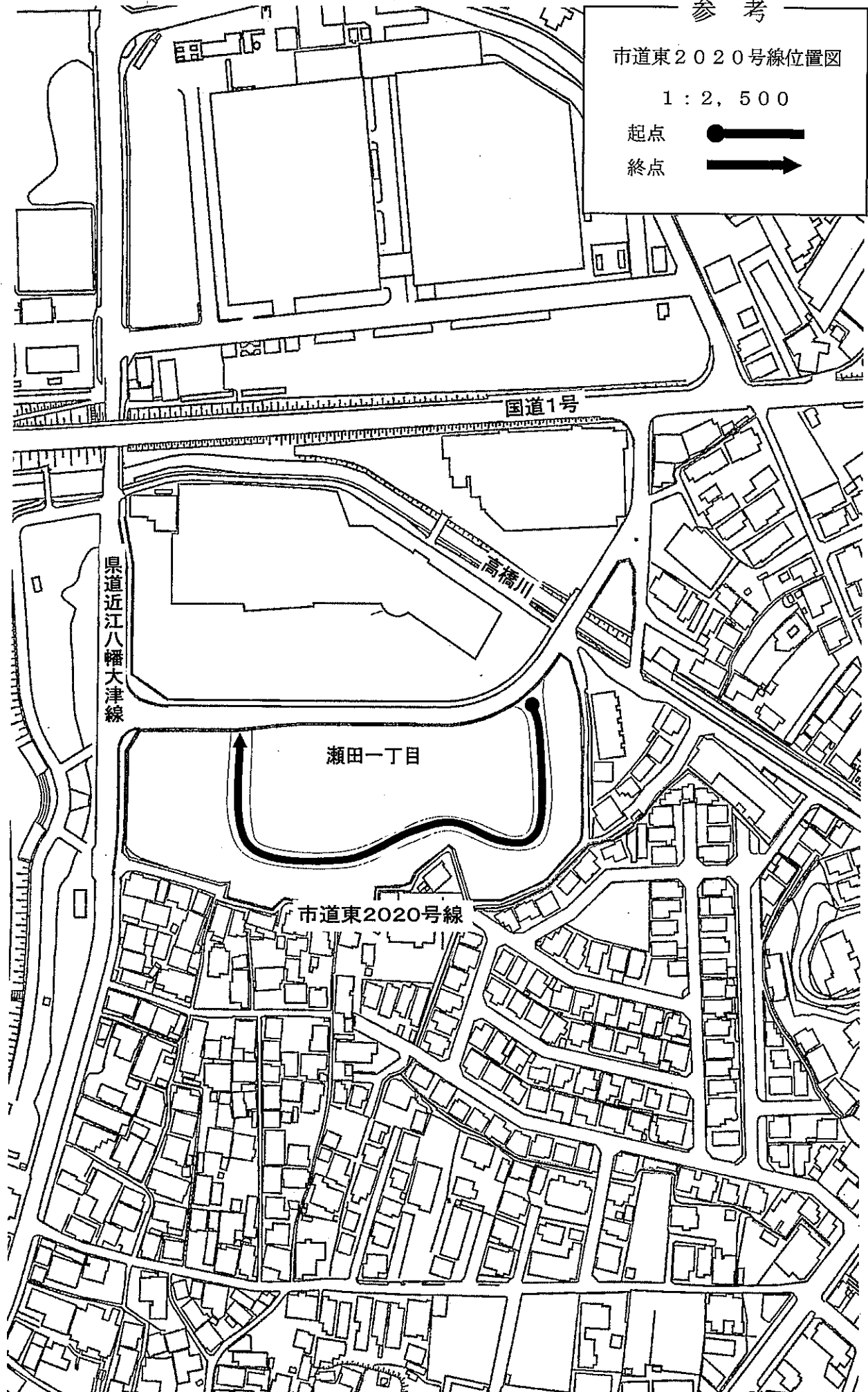
起点 ●  
終点 →



参考

市道東2020号線位置図

1 : 2, 500



参考

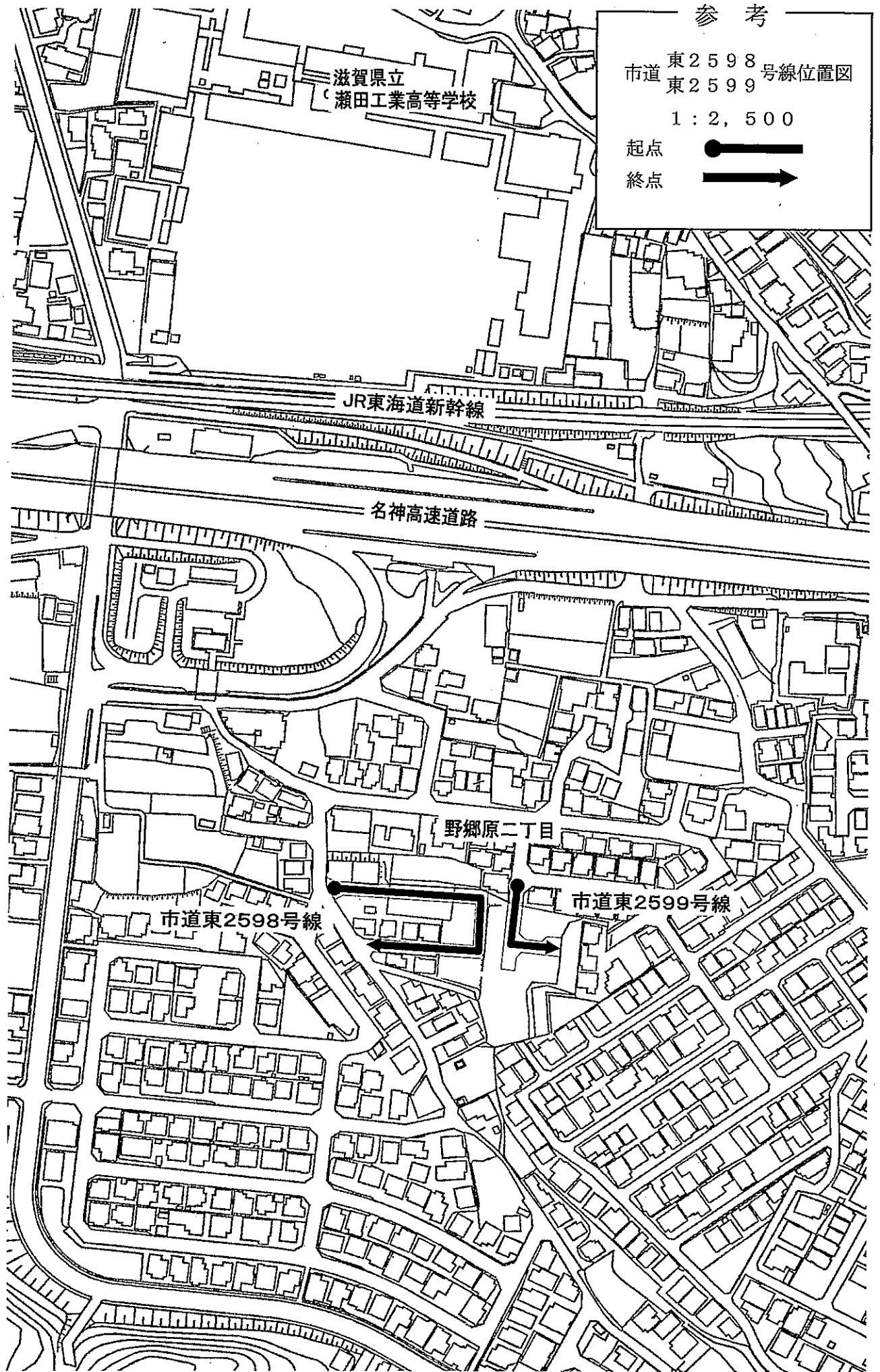
市道東2598号線位置図  
市道東2599号線

1:2,500

起点



終点



参考

市道東4970号線位置図

1 : 2, 500

起点 ●  
終点 →





議案第218号

市道の路線の廃止について

次の市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

大津市長 越 直 美

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北6063号線	起点 大津市和邇北浜字村ノ内 終点 大津市和邇北浜字村ノ内	



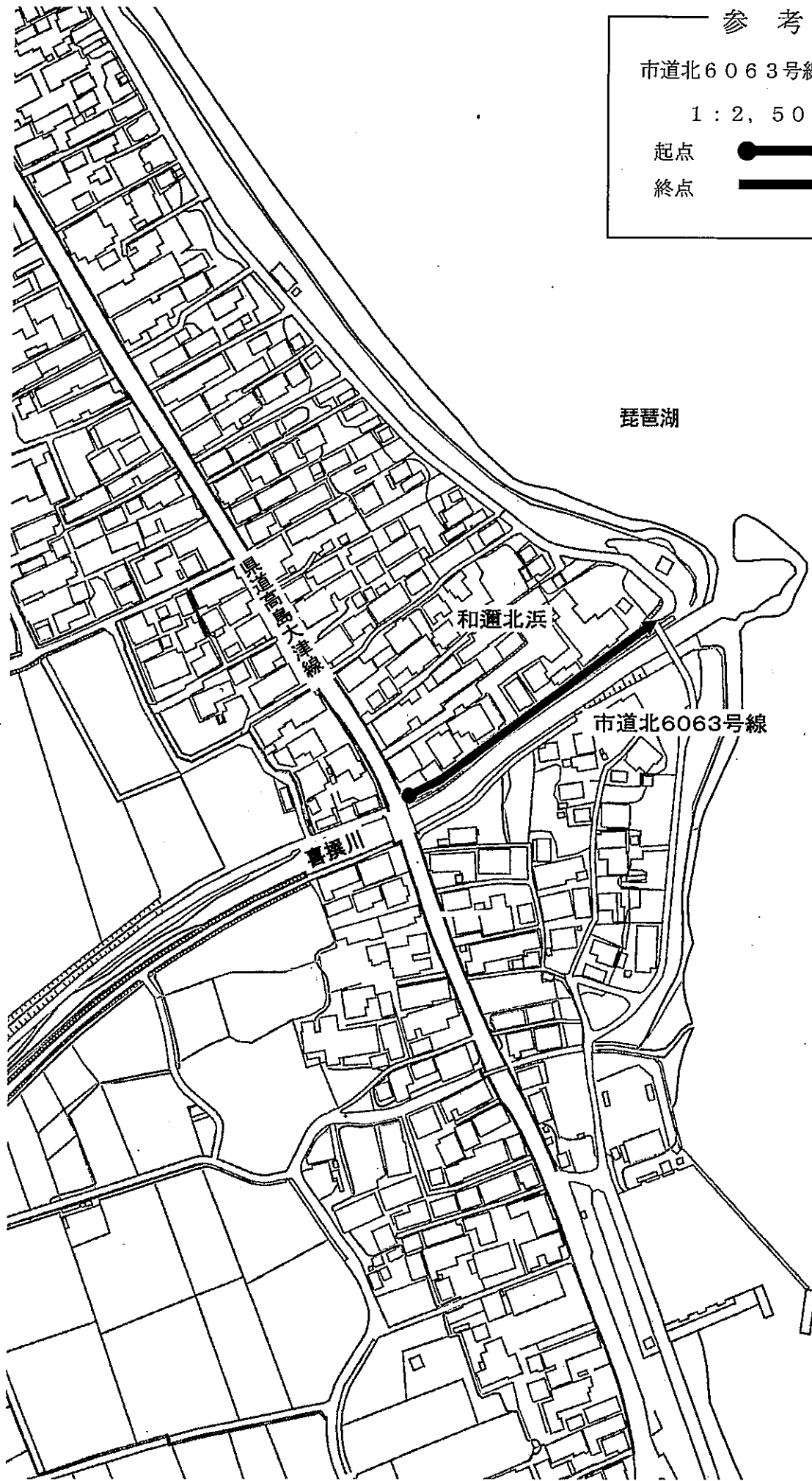
参 考

市道北6063号線位置図

1 : 2, 500

起点 

終点 



議案第219号

市道の路線の変更について

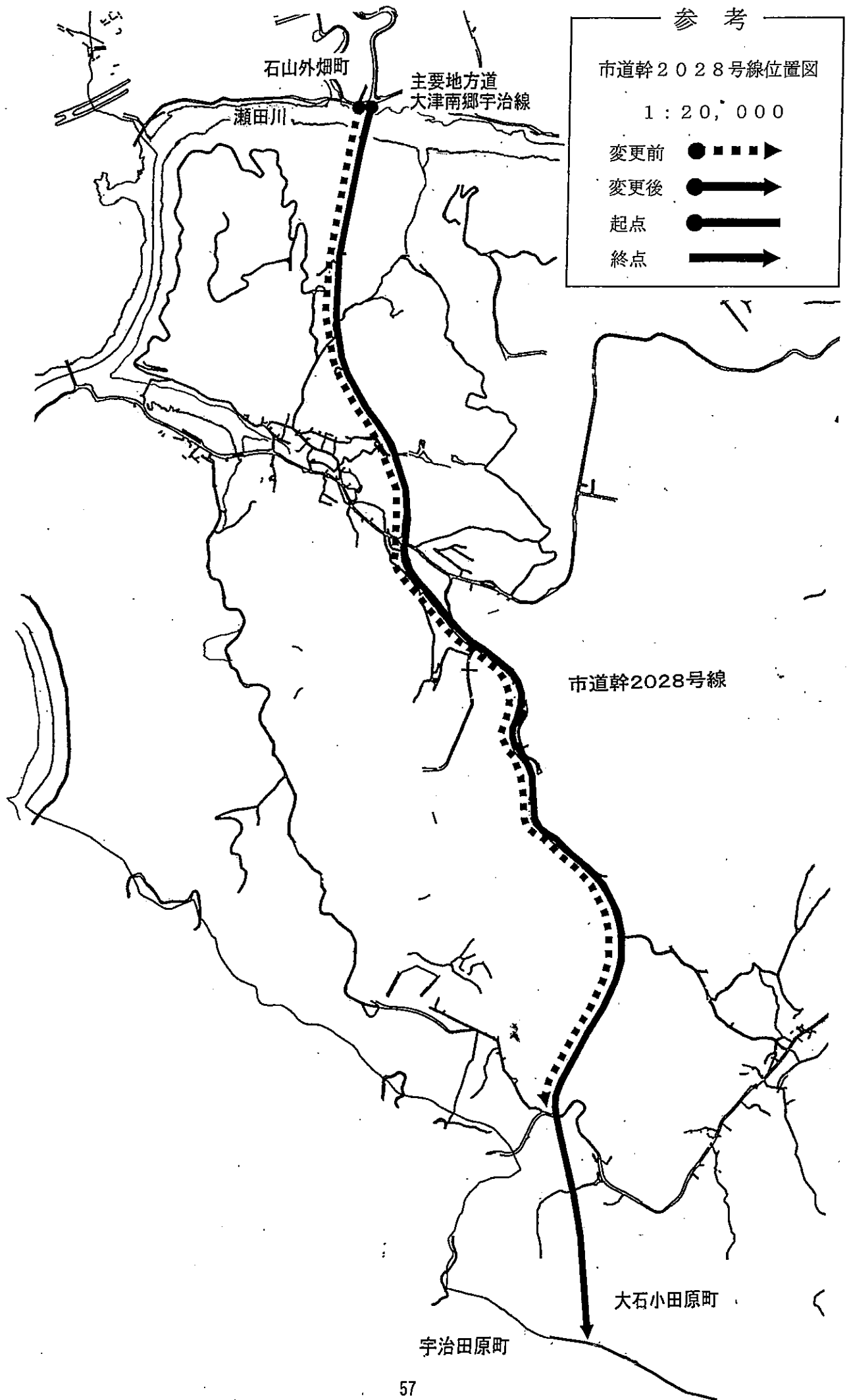
次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

大津市長 越 直 美

路線名		起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道幹2028号線	旧	起点 大津市石山外畑町 終点 大津市大石小田原町	
	新	起点 大津市石山外畑町 終点 大津市大石小田原町	
市道幹2169号線	旧	起点 大津市山百合の丘 終点 大津市山百合の丘	
	新	起点 大津市真野大野一丁目 終点 大津市山百合の丘	
市道北0606号線	旧	起点 大津市伊香立下在地町字下出 終点 大津市伊香立下在地町字堀之下	
	新	起点 大津市伊香立下在地町字下出 終点 大津市伊香立下在地町字長元	
市道北6064号線	旧	起点 大津市和邇北浜字村ノ内 終点 大津市和邇北浜字村ノ内	
	新	起点 大津市和邇北浜字平浜 終点 大津市和邇北浜字村ノ内	

市道中0485号線	旧	起点 大津市比叡辻一丁目字三田 終点 大津市比叡辻一丁目字三田	
	新	起点 大津市比叡辻一丁目字三田 終点 大津市比叡辻一丁目字三田	
市道中1261号線	旧	起点 大津市弥生町字南山田 終点 大津市弥生町字南山田	
	新	起点 大津市弥生町字南山田 終点 大津市弥生町字北山田	
市道東4942号線	旧	起点 大津市大萱五丁目字田葭 終点 大津市大萱五丁目字田葭	
	新	起点 大津市大萱五丁目字田葭 終点 大津市大萱五丁目字田葭	

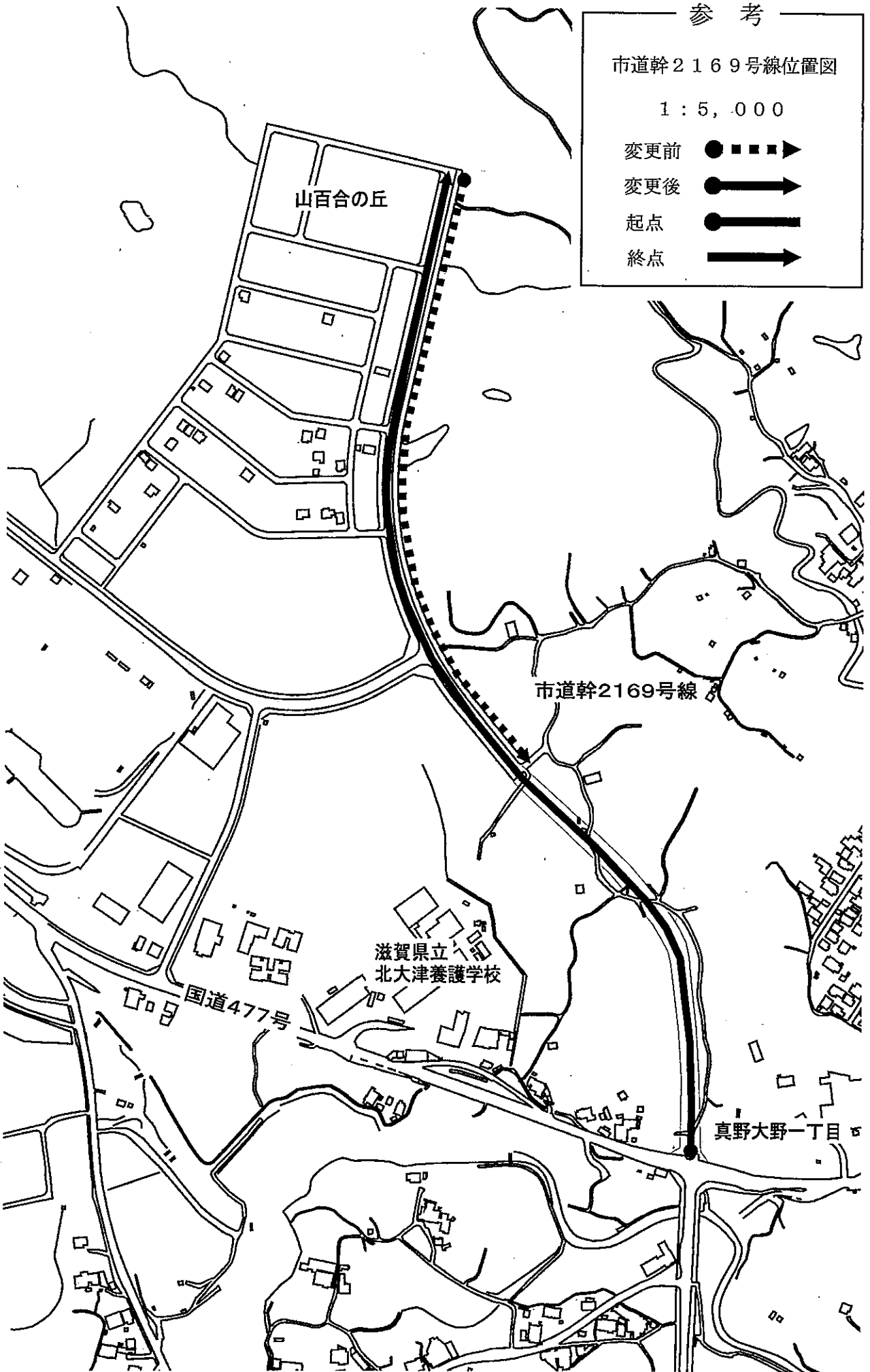


参考

市道幹2169号線位置図

1 : 5,000

- 変更前 ● - - - - ->
- 変更後 ● ————>
- 起点 ● ————
- 終点 ————>

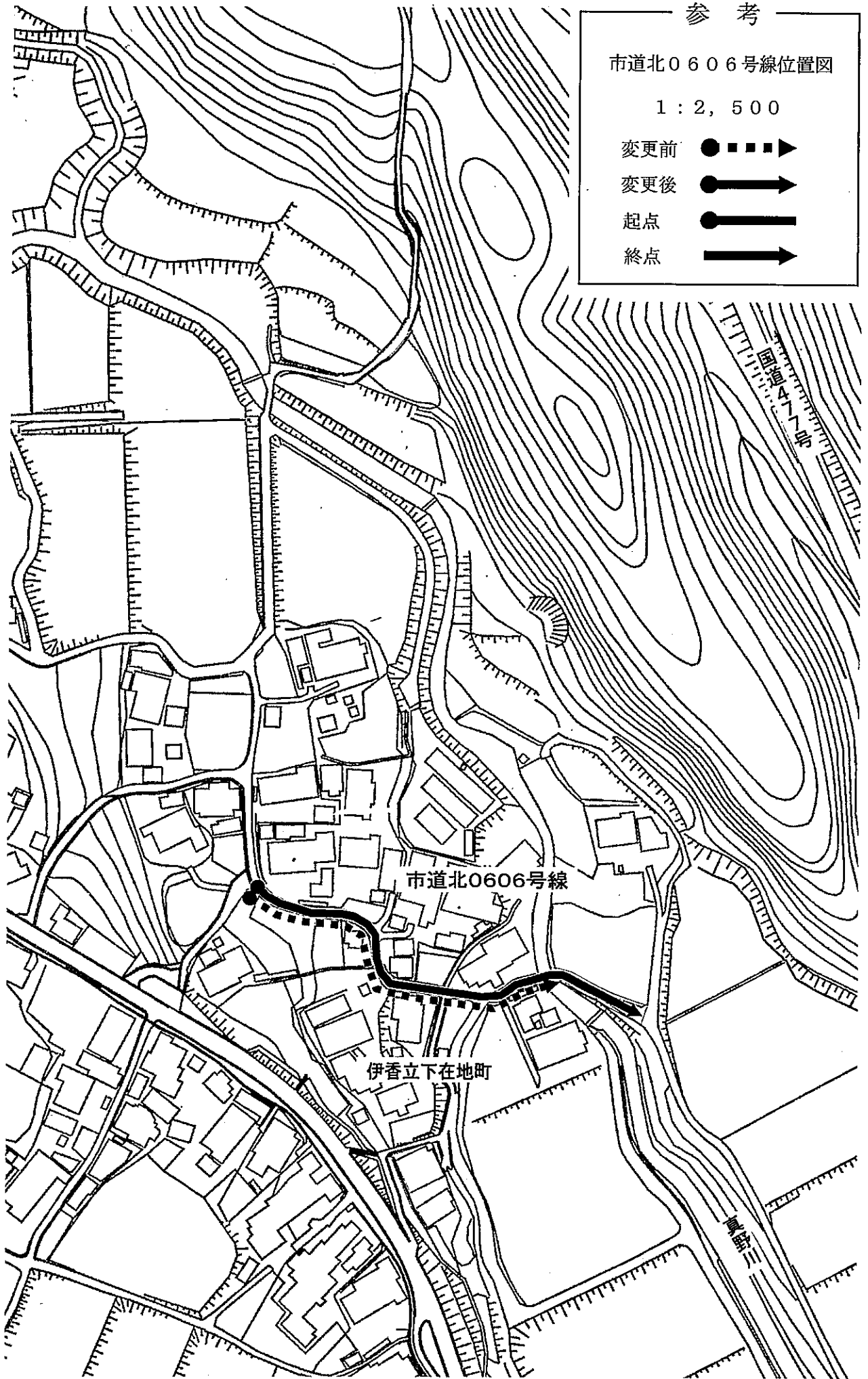


参考

市道北0606号線位置図

1 : 2, 500

- 変更前 ● - - - - ->
- 変更後 ● ————>
- 起点 ● ————
- 終点 ————>

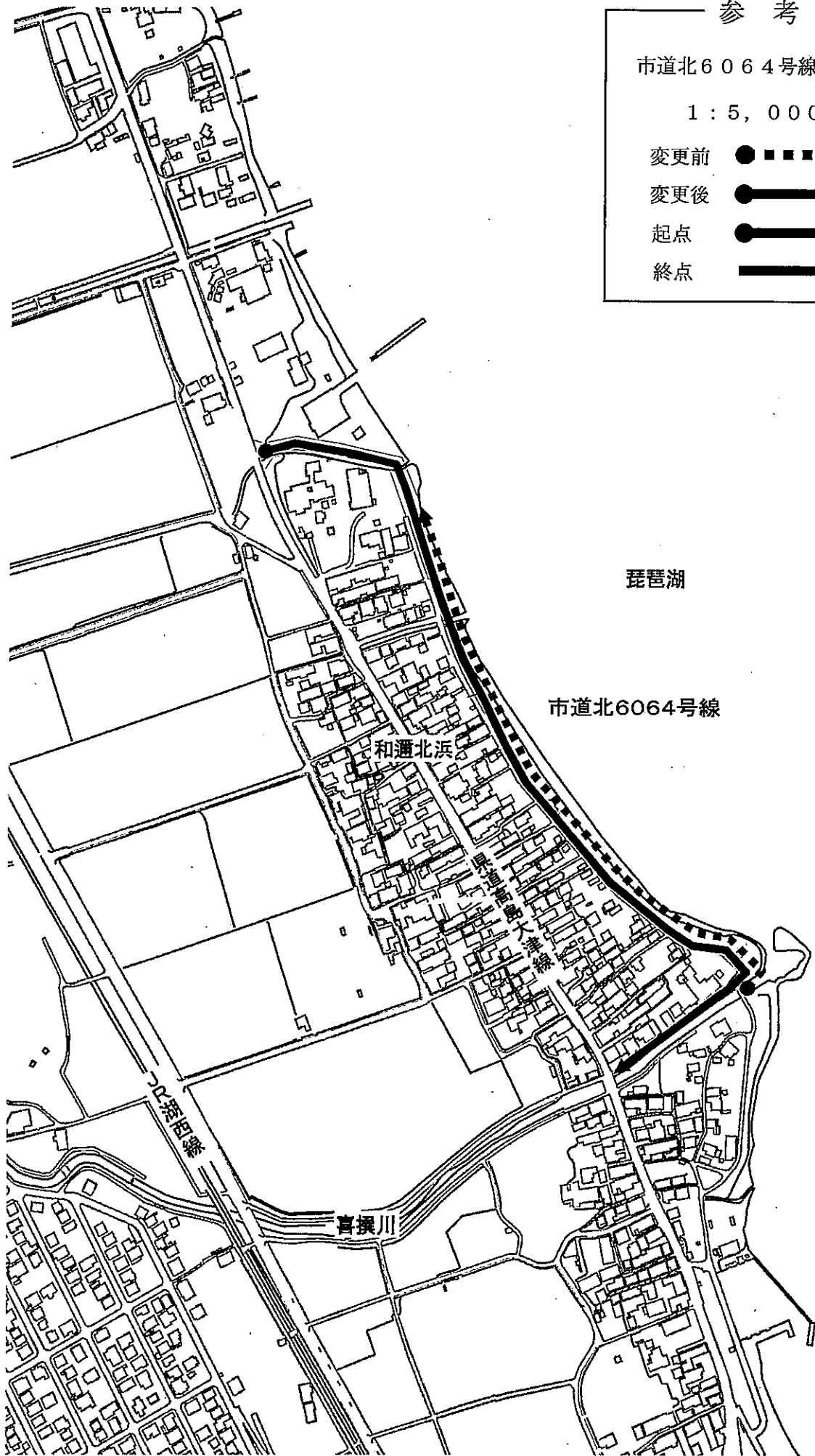


参考

市道北6064号線位置図

1 : 5, 000

- 変更前 ● - - - - ->
- 変更後 ● ————>
- 起点 ● ————
- 終点 ————>

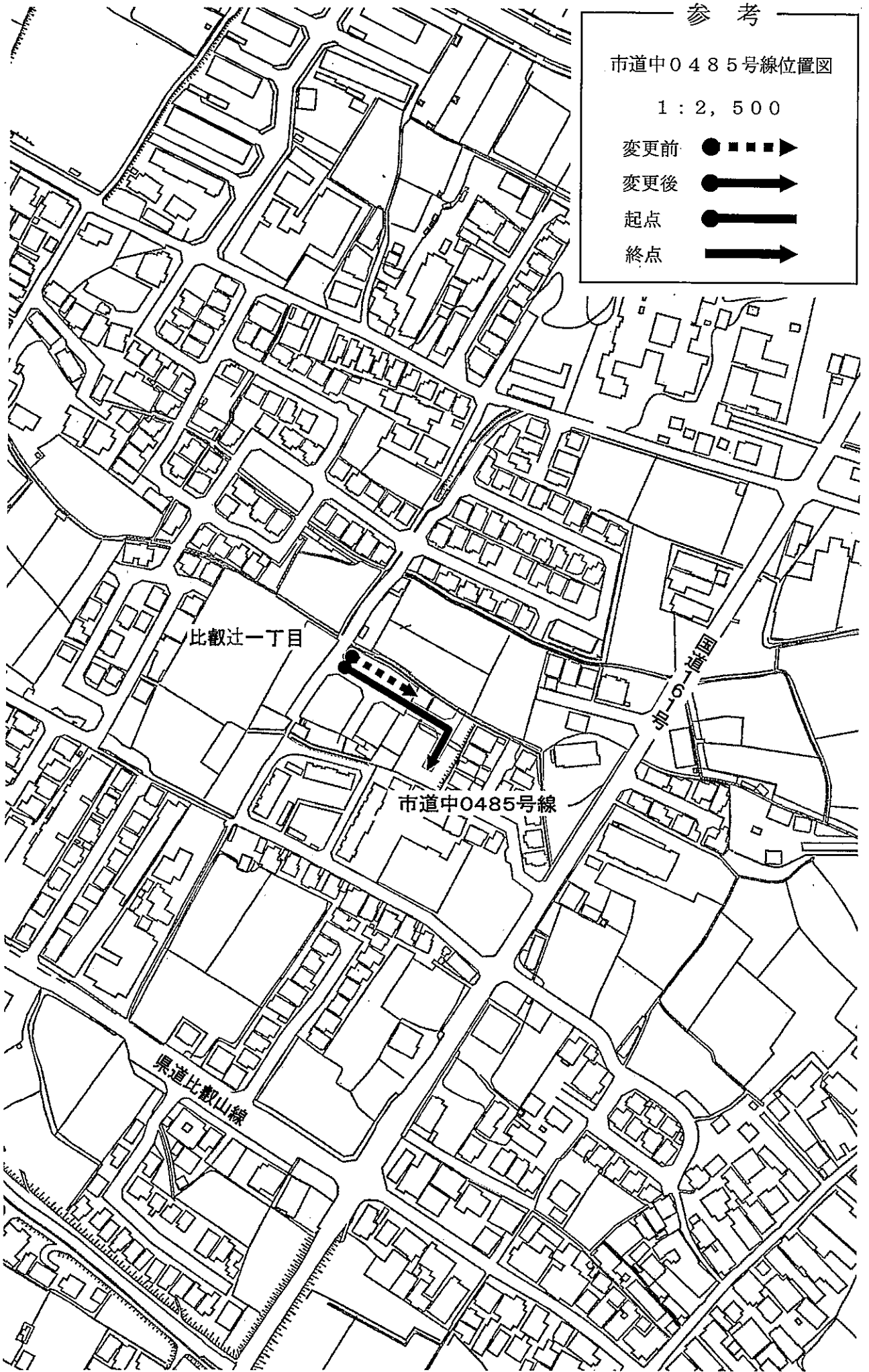


参考

市道中0485号線位置図

1 : 2, 500

- 変更前 ● - - - - ->
- 変更後 ● ———>
- 起点 ● ———
- 終点 ———>





参考

市道中1261号線位置図

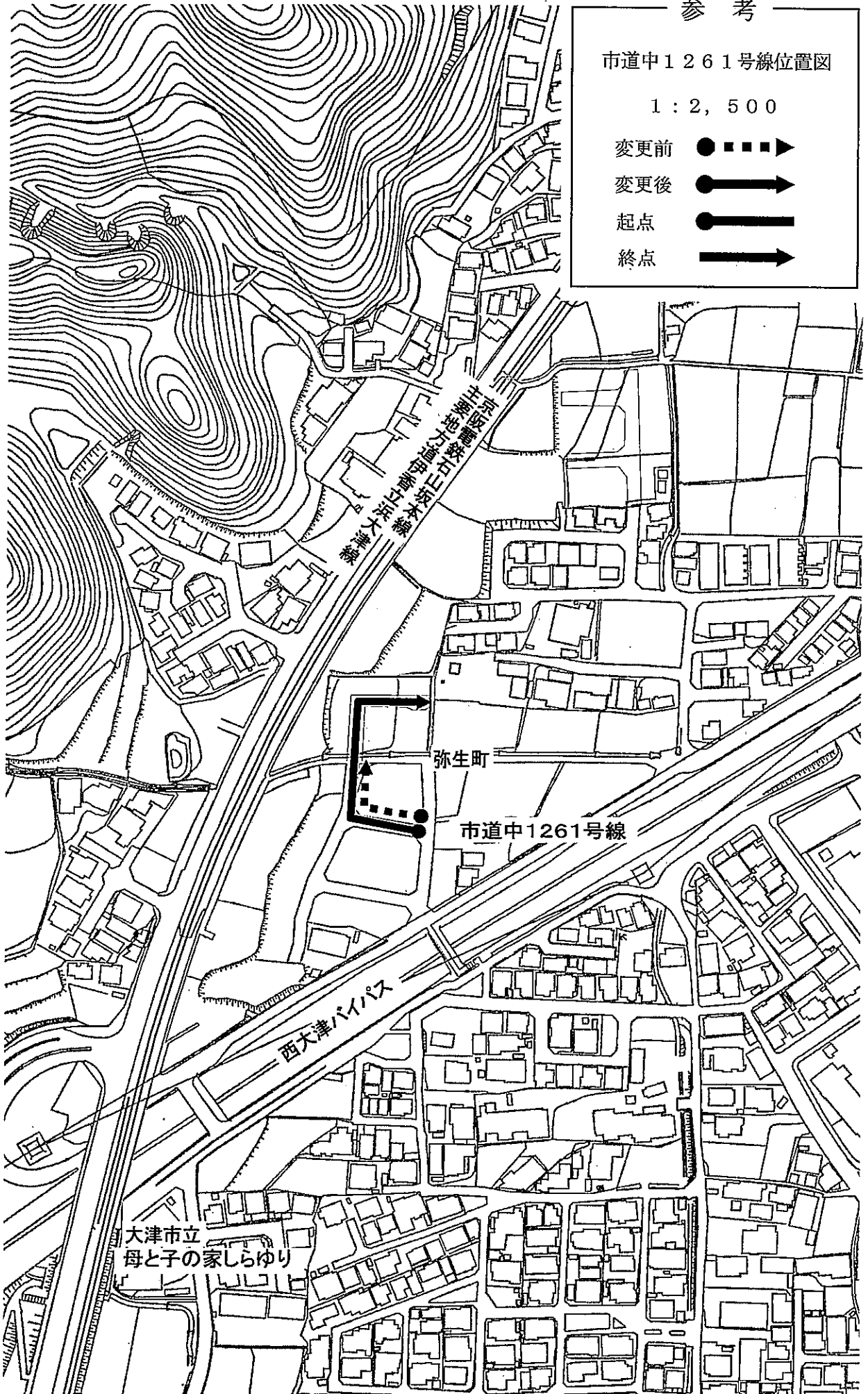
1 : 2, 500

変更前 ● - - - - ->

変更後 ● - - - - ->

起点 ● - - - - ->

終点 - - - - ->

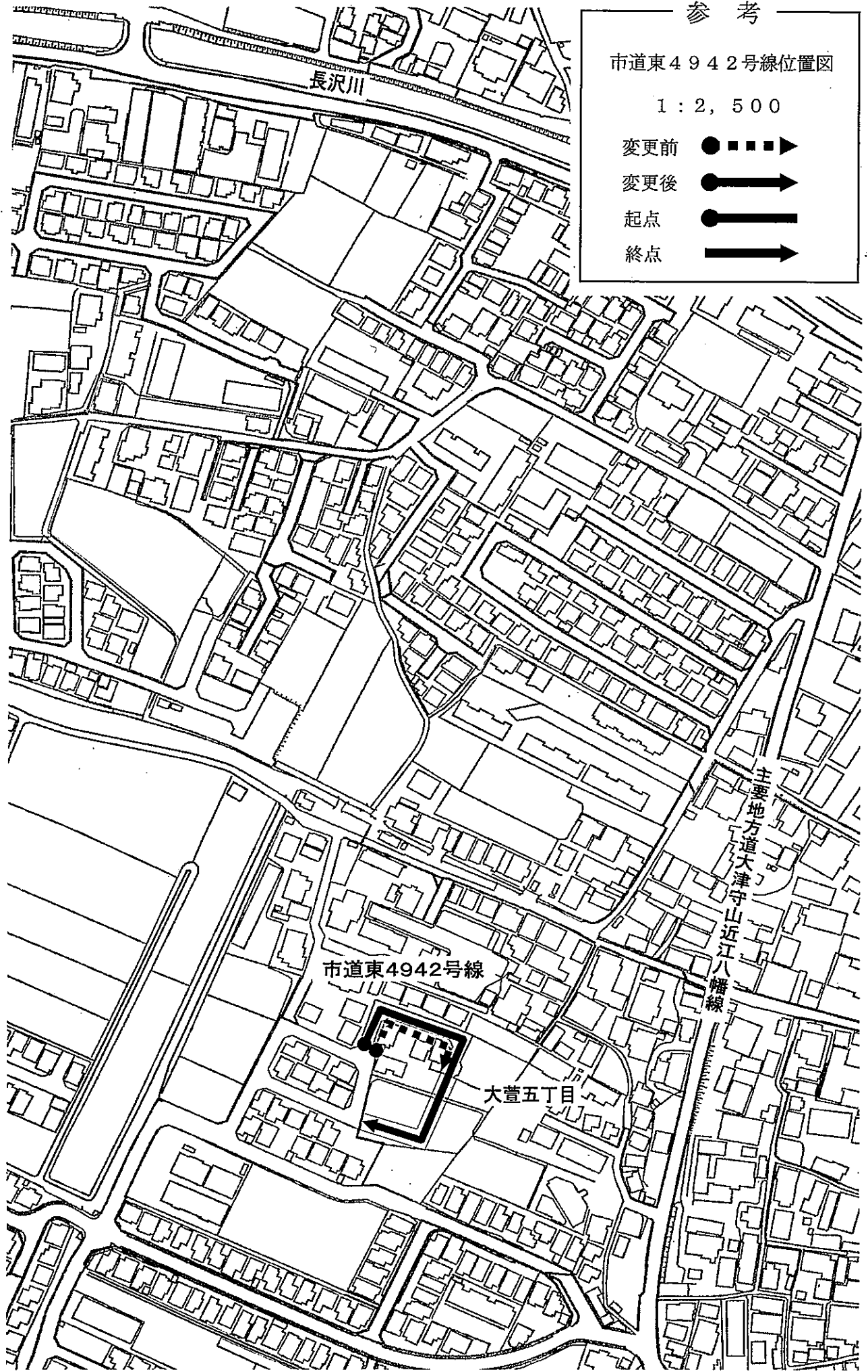


参考

市道東4942号線位置図

1 : 2, 500

- 変更前 ● ■ ■ ■ ▶
- 変更後 ● —▶
- 起点 ● —
- 終点 —▶



議案第220号

宇治田原町道路線の認定の承諾について

次のとおり本市の区域内における宇治田原町道路線の認定を承諾することについて、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 域
宇治田原町道宇治 田原山手線	大津市大石小田原町字小坂本427番から同町字青木ケ谷380番まで

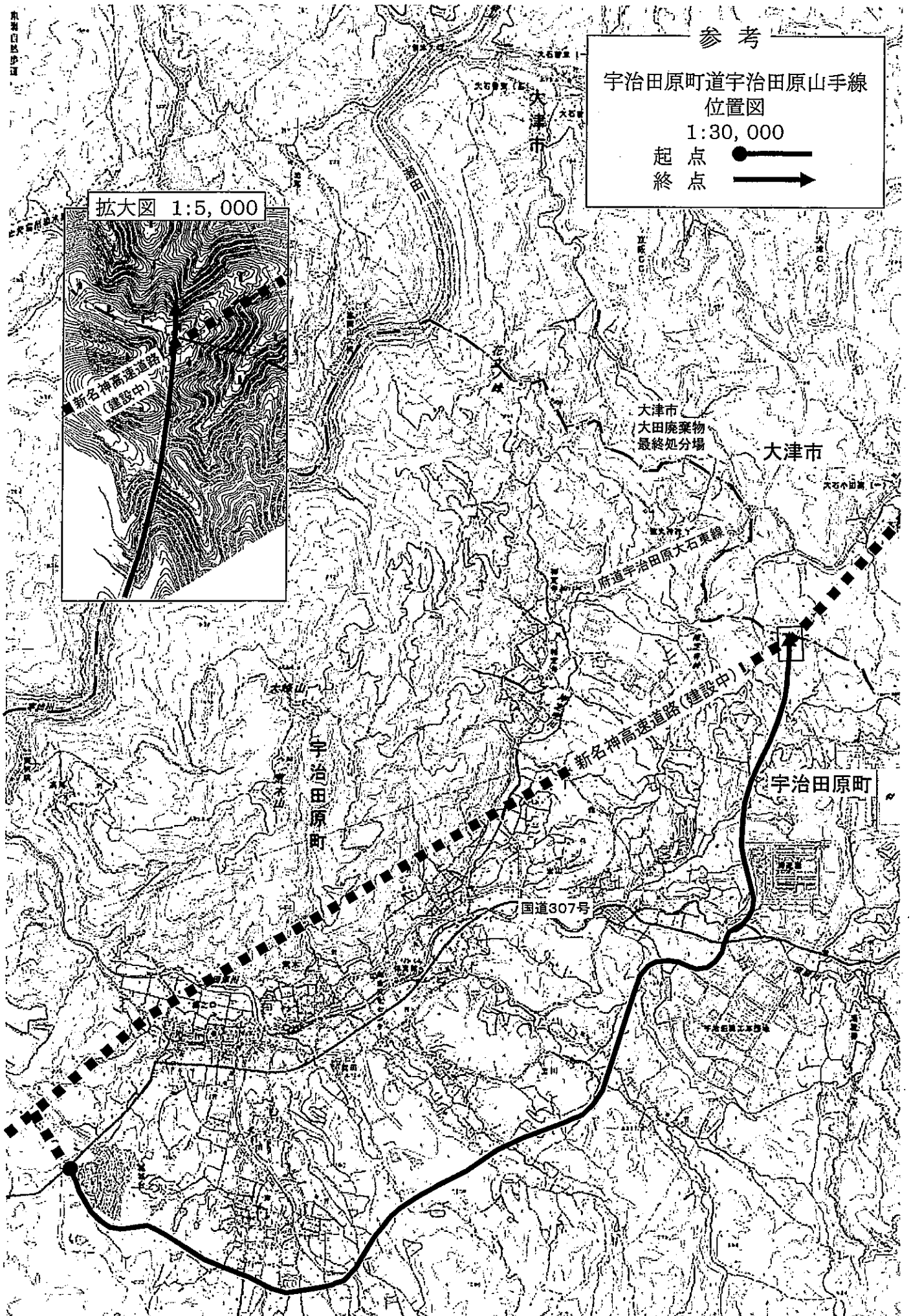
参考

宇治田原町道宇治田原山手線  
位置図

1:30,000

起 点 ●——  
終 点 ——▶

拡大図 1:5,000



## 議案第221号

### びわこ大津草津景観推進協議会の設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、大津市と草津市が共同して景観基本計画を策定するとともに相互に連絡調整を行うため、次のとおり協議により規約を定め、びわこ大津草津景観推進協議会を設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

大津市長 越 直 美

### びわこ大津草津景観推進協議会規約

#### （協議会の目的）

第1条 この協議会は、大津市と草津市が広域的な観点から良好な景観の保全及び形成を図り、並びに景観を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、両市が共同して景観基本計画を策定するとともに、相互に連絡調整を行うことを目的とする。

#### （協議会の名称）

第2条 この協議会は、びわこ大津草津景観推進協議会（以下「協議会」という。）という。

#### （構成）

第3条 協議会は、大津市及び草津市（以下「関係市」という。）をもって構成する。

#### （協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域的な景観の保全及び形成に係る景観基本計画の策定に関する事務
- (2) 第1条に規定する連絡調整に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

#### （組織）

第5条 協議会は、会長及び委員8人以内をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、関係市の長のうちから関係市の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副会長の任期は、1年とする。

3 副会長は、会長以外の関係市の長である委員をもって充てる。

(委員)

第8条 委員は、会長以外の関係市の長及び関係市の景観行政を所管する部局の職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長選出市に置く。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 副会長は、必要があると認めるときは、会長に対し、会議の招集を請求することができる。

この場合において、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 協議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(経費の支弁の方法)

第12条 協議会の経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、会長が会議に諮って定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。